

静銀セゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード特約の一部改定のお知らせ

2023年2月1日をもって静銀セゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード特約を改定いたしますのでお知らせいたします。主な改定箇所は以下の通りです。

■静銀セゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード特約 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第5条（キャッシングサービス）</p> <p>(1) 静銀セゾンカード規約第12条（キャッシングサービス）に以下の事項を追加します。</p> <p>(4) 会員は、日本国外のアメリカン・エクスプレス旅行サービスの営業所、提携代理店において本カードを提示し、その営業所が定める手続きに従い、<u>第12条(2)に定めるご利用可能枠の範囲内でキャッシングサービスをご利用できます。</u>ただし、この場合使用目的が限定される場合があります。</p> <p>(5) (1) から (4) のほか、当社及びアメリカン・エクスプレスが別途定める規定がある場合は、それが適用されます。</p>	<p>第5条（キャッシングサービス）</p> <p>(1) 静銀セゾンカード規約第12条（キャッシングサービス）に以下の事項を追加します。</p> <p>(削除)</p> <p>(4) (1) から (3) のほか、当社及びアメリカン・エクスプレスが別途定める規定がある場合は、それが適用されます。</p>
<p>第7条（外国通貨建て取引の円換算方法）</p> <p>静銀セゾンカード規約第24条（日本国外でのカード利用）①は以下の通りとします。</p> <p>①商品購入代金又は融資金が外国通貨建ての場合、当社及び国際提携組織の定める方法により、円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、アメリカン・エクスプレスが換算する場合、<u>円換算時に2%の外貨取扱手数料を加えた換算レートを使用し、また、カードご利用代金が米ドル以外の外国通貨建てで生じたときは、カードご利用代金を一旦米ドルに換算後これを円換算します。</u></p>	<p>第7条（外国通貨建て取引の円換算方法）</p> <p>静銀セゾンカード規約第24条（日本国外でのカード利用）①は以下の通りとします。</p> <p>①商品購入代金又は融資金が外国通貨建ての場合、当社及び国際提携組織の定める方法により、円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、アメリカン・エクスプレスが換算する場合、カードの利用代金が米ドル以外の外国通貨建てで生じたときは、カードの利用代金を一旦米ドルに換算後これを円換算するものとし、商品購入代金については、円換算時に外貨取扱手数料2.0%（アメリカン・エクスプレスが定める外貨取扱手数料0.25%、当社が定める外貨取扱手数料1.75%）を加えた換算レートを使用します。</p>

【下線部は改定部分を示します。】

以上